

鹿児島工業高等専門学校寮生心得

鹿児島工業高等専門学校学寮規則に基づき、寮生の守るべき心得を次のとおり定める。

(生活規律)

- 第1 寮生の生活時間は別表のとおりとする。
 - 2 寮務主事は必要に応じ臨時に生活時間を変更することがある。
 - 3 寮生は生活時間を厳守すること。
 - 4 朝の点呼は、グラウンドに集合して寮当直教員が行う。ただし、雨天の場合及び夜の点呼は寮舎内において行う。
 - 5 体操は点呼終了後、寮生会体育委員の指導のもとに行う。ただし寮当直教員又はこれにかかわる教員が行うことがある。
 - 6 健康状態その他の理由で、この生活時間によりがたいときは寮務主事又は寮当直教員の許可を得なければならない。
- 第2 登校後下校までは、寮関係職員の許可なく寮舎内に出入してはならない。
- 第3 自習時間中は、みだりに席を離れ、又は他人の学習の邪魔になる行為をしてはならない。
- 第4 寮生相互の礼儀を正しく、動作は静粛にし、他人に迷惑を及ぼすことをしてはならない。
- 第5 私物には必ず記名をし金銭その他物品等が紛失しないよう注意をすること。
- 2 貴重品、多額又は不急の金銭は、寮務係に保管を依頼すること。
 - 3 万一紛失のあったときは、すみやかに寮関係職員に届けでなければならない。

(外出、外泊及び旅行等)

- 第6 寮生が父兄のもとに帰省しようとするときは帰省許可願を、外泊するときには外泊願を事前に寮務主事、寮務主事補の、そのいずれも不在のときは学級担任に提出し、その許可を受けなければならない。
- 第7 緊急やむを得ざる理由により外泊するときには、前項の規定にかかわらず、緊急外泊願を提出し、寮務主事、寮務主事補又は寮当直教員のそのいずれも不在で急を要するときは、寮当直事務系職員（以下「寮関係教職員」という。）の許可を受けなければならない。

2 前項に定める緊急外泊は、次に定める事由による場合であって、事前にその事実を認定できるときに許可する。ただし、やむを得ない事情で真実の認定が得られないときは、事後すみやかに外泊先の証明を提出しなければならない。

(1) 寮生の家族等に事故若しくは特に連絡を要する場合

(2) 就職、修学等寮生の身分上に関し、特に外泊を必要とする場合

第8 寮生が1泊2日以上の旅をしようとするときは、旅行願を担任教員に提出し、寮務主事又は寮務主事補の許可を得なければならない。

第9 隼人町外の外出、自習時間にくいこむ外出の際は、事前に届け出て寮関係教職員の許可を得なければならない。

第10 旅行、外泊、外出（以下「外泊」という。）の者が帰寮したときは、直ちに寮関係教職員に通知しなければならない。

前段に定める帰寮届をしなかった者は、無断外泊等として処理する。

第11 外泊等の者で、事故あるときはすみやかに適当な方法で寮関係教職員に通知しなければならない。

（環境衛生）

第12 寮生は、各自の居室のほか定められた計画に従って学寮の共同施設の清掃を行うものとする。

第13 寮舎内においては、上履を使用すること。

第14 各自の机上、押入れの中、ベッドの上、靴箱等は常に整頓するとともに共同の場所の環境を損なうことをしてはならない。

第15 日常の清掃のほか、休業の前後その他必要に応じ大掃除を行うものとする。

第16 疾病、負傷のあった者は、すみやかに寮関係教職員に申し出て、その指導を受けるものとする。

第17 学寮内における集会、印刷物の配布等及び掲示については、鹿児島工業高等専門学校学生準則第31条から第34条までの規定を適用する。ただし、学生主事を寮務主事と読み替える。

第 18 教養室の使用については別に定める。

第 19 外来者（寮生外の学生を含む。）との面会は、外来者を同伴の上、寮関係教職員に届け出てその許可を受けなければならない。

第 20 食事（インスタント食品等の補食を含む。）は、所定の場所で時間内に行い、居室等に持ち込んで서는ならない。ただし、病気等のため食堂で摂食できない場合は、寮関係教職員に届け出て、その指示を受けること。

2 食堂においては、アノラック、レインコート等食事にふさわしくない服装をしてはならない。

3 飲食物（アルコール分を含むものを除く。）は、居室にて飲用することは差支えないが、空瓶は関係者の指示する所へ返納すること。

第 21 学寮内にては、公用のものを除き、次にかかげるものを使用し、また持ちこんではならない。

- (1) 電気スタンドを除き、電源を使用する電気器具一切
- (2) 火気を使用する器具等
- (3) その他、寮務主事において禁止する必要があると認めたもの

第 22 寮生が学寮の施設設備を故意又は重要な過失により滅失、き損又は汚損したときは、その現状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(防災、安全)

第 23 学寮における防災組織等については別に定める。

2 寮生が火気の使用をするときは、寮務主事又は寮務主事補の許可を得なければならない。

3 寮生が災害又は事故の発生を知ったときは、ただちに周知するとともにすみやかに最寄りの職員に報告しなければならない。

第 24 学寮内の電源その他の施設、設備は、寮関係職員の許可なく手を触れてはならない。ただし、非常事態のときの消火器、火災報知器についてはこの限りでない。

第 25 光熱水等の使用に際しては、常に節約に心がけ、特に居室を空けるときは点灯の有無、コンセントの安全性を必ず再点検すること。

第 26 点呼時に室長は、各室の異常の有無を班長に報告する。

2 班長は、前項に定める室長の報告にもとづき、点呼簿に記入し、その結果を寮長がまとめ寮当直教員に報告する。

3 室長はその室の、班長はその班の清潔、整頓、規律等につき責任をもって指導にあたる。

4 室長、班長不在のときは、あらかじめ定めた代行者がこれを行う。

第 27 この心得の実施につき必要な事項は、寮務主事が定める。

第 28 この心得に定める諸届の様式は、次のとおりとする。

- 1 外出（泊）許可願
- 2 緊急外出（泊）許可願

附 則

この心得は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。